平成２３年（フ）第８２号
愛媛県新居浜市松神子１丁目７番27号
債務者　明智　正子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第９１号
愛媛県四国中央市三島中央１丁目９番19号
債務者　宮﨑一二三
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１０７号
愛媛県西条市高田786番地
債務者　青野　宣之
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１０７号
福岡県飯塚市明星寺25番地３　県住12棟1222号
債務者　木村紀代子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１１１号
福岡県飯塚市相田184番地６、前住所福岡県飯塚市相田181番地56
債務者　堤　　國男
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第５９号
福岡市南区清水３丁目16番４号ＲＯＹＡＬＧ・Ｔ高宮Ⅱ102号室
債務者　森田　卓身
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
福岡県柳川市三橋町高畑147番地　大橋アパート１号
債務者　古賀　清輝
1　決定年月日時　平成23年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第３０６号
大分県由布市挾間町古野964番地１
債務者　渡瀬　元之
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３０７号
大分市敷戸東町26番３―502号
債務者　杉山　照生
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３１９号
大分市大字城原2147番地　Ｒ―53番館203、申立時の住所大分市大字下郡1510番地の39佐藤アパート13
債務者　佐藤　忠士
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２９１号
宮崎市大塚町馬場崎3543番地　グレイスフルⅠ棟204号
債務者　森川　輝美
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３１３号
宮崎市佐土原町下田島11596番地　市営住宅松小路37棟３号
債務者　溝邊　新一
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第９４号
宮崎県日向市大王町６丁目71番地
債務者　椎葉　圭一（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１４２号
宮崎県延岡市伊形町5314番地
債務者　長友　健太
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第８１号
鹿児島県姶良市西餅田2499番地１　レジデンス・パストロールⅡ203号
債務者　中村　　中
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第２９３号
沖縄県那覇市識名１丁目１番19号　宮城宅、住民票上の住所沖縄県那覇市長田２丁目10番２号コーポトケシ301
債務者　宮良　奈々
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第３３９号
沖縄県豊見城市字嘉数134番地１小波津アパート103号
債務者　玉城　和美
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部